

令和3年度 事業計画

社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会

【基本方針】

今日の地域社会において、従来の福祉施策では解決できない福祉課題や生活課題を抱えている方が増え続けています。それらの課題を地域ぐるみで受け止め、不安や悩みを軽減していくため、第2期古賀市地域福祉計画・第5次古賀市地域福祉活動計画（以下、「第5次計画」という。）に基づき、市民や古賀市と共に「こまったときはお互いさま たよりあえるまち～つながりあう地域をめざして～」の実現に向け、それぞれの役割を担いながら、共働して取り組んでいきます。

令和3年度は、次の4つの重点目標に基づき事業を実施します。

重点目標1 法人運営の基盤強化

- 理事会、監事会、評議員会、各委員会の適正な開催・運営
- 事務局内の環境整備と連携強化

重点目標2 地域福祉の推進

- 第5次計画に基づく住民福祉懇談会（井戸ばた座談会）開催による生活課題の把握と解決に向けた仕組みづくりの検討
- 生活課題を包括的に受け止める体制整備のための、各中学校区へのコミュニティソーシャルワーカー（生活支援コーディネーター兼務）の配置
- 地域包括支援センター事業を通した地域包括ケアシステムの推進

重点目標3 介護保険事業等の健全運営

- 利用者ニーズ対応及びサービス充実のための通所介護事業におけるサービス提供時間延長
- 新型コロナウイルス感染症に配慮した事業運営
- 安定的な事業継続に向けた職員の確保

重点目標4 社会福祉センターの活性化

- 幅広い世代の居場所づくり
- 新型コロナウイルスに配慮したセンター運営

【実施計画】

<総務部門>

1 法人運営事業

《事業目標》

理事会をはじめとする監事会、評議員会、各委員会の適正な開催・運営を行います。

また、事業の実施に当たっては、事務局内の環境整備、課・係内会議等の定期・随時実施を通した情報共有による連携強化に取り組みます。

(1) 理事会

(2) 監事會

(3) 評議員会

(4) 委員会

①地域福祉推進委員会

②経営検討委員会

③広報教育委員会

④役員及び評議員選考特別委員会

⑤評議員選任・解任委員会

⑥第三者委員会

(5) 社協の基盤強化

①事務局内の環境整備

②事務局内の連携強化

③人権研修、専門的な研修への参加

<地域福祉部門>

1 地域福祉事業の推進

《事業目標》

総務・地域課、事業課、社会福祉センターが一体となり、「古賀市社会福祉協議会」の事業周知に努めます。

会員制度については、福祉会をはじめとする地域福祉活動者等との連携を図りながら、市民の理解と協力拡大をめざし、会員増につながる取組の検討及び啓発を継続して行っていきます。また、第5次計画に基づいた住民福祉懇談会（井戸ばた座談会）を開催し、住民と生活課題を共有しながら、住民自らが解決していく方法を考えていきます。

(1) 広報啓発活動

- ①事業説明会の実施
- ②福祉大会の開催
- ③社協だよりの発行（寄附者、関係事業所等への社協だより送付）
- ④社協 PR チラシの活用
- ⑤社協 PR カレンダーの活用
- ⑥イベントでの広報活動
- ⑦ホームページ、フェイスブックの活用

(2) 福祉財源の確保

- ①会員加入の促進
 - ・区長会や福祉会等との連携
 - ・会員特典の充実に向けた検討
 - ・会員証の見直し
- ②共同募金及び寄附金を活用した事業周知

(3) 福祉団体の活動支援

(4) 児童・子育て世代の応援

- ①小学校入学祝品の贈呈
- ②社会福祉協力校の活動支援

(5) 貸出事業

- ①車いす
- ②チャリティ号
- ③車いす対応車
- ④チャイルドシート
- ⑤レクレーション用具

(6) 関係機関、団体との連携

①災害時相互支援の推進

・古賀市、三市（福津市、宗像市、古賀市）社協、糟屋地区社協、青年会議所

②地域福祉の推進

・福岡女学院看護大学

(7) 第5次計画重点プロジェクト

①井戸ばた座談会の実施

(8) 小地域福祉会活動の推進

①区福祉会の活動支援

②校区福祉会の活動支援

③古賀市福祉会連絡会の活動支援

(9) ボランティア活動の推進

①活動の場の提供と調整

②ボランティア団体の活動支援

③ボランティア活動保険の加入推進

④災害時における円滑なボランティア活動の推進

(10) 福祉学習の推進

①学校、地域、企業での実施

(11) 地域における公益的事業の推進

①市内社会福祉法人との連携強化

②ふくおかライフレスキュー事業への参加及び支援サポーターの配置

2 地域福祉体制整備事業の推進

《事業目標》

古賀市における地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、関係各機関・団体等と連携し、支援体制の構築を図ります。また、地域における生活支援の担い手の育成などの資源の開発・ネットワーク化を、地域での支え合いの体制を軸に多様な団体（者）等と連携し推進していきます。

(1) コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）事業の推進（古賀市委託事業（新規））

①住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

②住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決することができる環境の整備

(2) 生活支援体制整備事業の推進（古賀市委託事業）

①地域の課題や資源の把握及び分析

- ②地域活動の担い手のネットワークの強化や連携の推進
- ③住み慣れた地域で暮らすための地域資源や高齢者ニーズの見える化、情報発信（普及啓発）及びマッチング
- ④地域の支え合いや高齢者の介護予防・社会参加を促進するための地域活動の担い手の育成及びつどいの場の創出

3 権利擁護事業の推進

《事業目標》

認知症や障がいなど、さまざまな理由により適切な判断をすることが難しいために、日常生活に不安を抱える人が増えています。これら市民の権利擁護に関する総合相談窓口として、地域福祉事業（小地域福祉会活動、ボランティア活動、ふくおかライフレスキュー事業等）や、新規受託事業であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業、生活支援体制整備事業との一体的運営の中で、その役割を果たします。また、安心生活サポート事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業を通し、利用者等に対する個別支援を行う上でその担い手となる市民後見人、市民生活支援員が安心して活動できる支援体制づくりに取り組み、市民による権利擁護を通した地域福祉活動への参加を推進します。

（1）権利擁護体制の推進

- ①権利擁護事業の広報啓発
- ②権利擁護推進委員会の開催

（2）総合相談の実施

- ①高齢者・障がい者弁護士無料相談会の実施
- ②安心生活サポート事業相談及び日常生活自立支援事業相談の実施
- ③成年後見制度等相談の実施

（3）安心生活サポート事業（古賀市委託事業）及び日常生活自立支援事業（一部福岡県社協委託事業）の実施

- ①利用者への個別支援の実施
- ②市民や関係機関への事業周知
- ③地域包括支援センターや保護係をはじめとする関係機関との連携

（4）法人後見事業の実施

- ①被後見人等に対する個別支援の実施
- ②市民や関係機関への事業周知
- ③福岡家庭裁判所や地域包括支援センター、保護係をはじめとする関係機関との連携
- ④法人後見運営委員会の開催

(5) 人材育成（古賀市委託事業）

- ①市民後見人、市民生活支援員フォローアップ研修の実施
- ②市民後見人、市民生活支援員ミーティングの実施
- ③市民後見人、市民生活支援員に対する活動支援及び指導の実施
- ④その他専門研修による資質向上

4 生活福祉資金貸付事業の推進

《事業目標》

高齢、障がい、低所得者世帯及び失業等による生活困窮者に対する自立支援を目的とする制度の周知及び活用支援を行い、相談窓口の機能強化をめざします。また、相談者のおかれている生活状況に配慮し、迅速な相談・受付対応ができるよう、市との連携体制を維持しながら、必要な支援へつなげていきます。

（1）生活福祉資金貸付事業の実施

（2）生活福祉資金貸付事業の周知

（3）民生委員・児童委員との連携による受付から償還までの相談機能の強化

（4）保護係（生活再生支援担当）をはじめとする関係機関との連携

5 生活困窮者支援

《事業目標》

古賀市が実施する生活困窮者自立支援制度に基づく各種関連事業との連携・協働、さらには、地域福祉体制整備事業等を推進して行く中で、包括的な相談支援体制づくりに努め、既存の制度では対応が困難な生活困窮者の緊急的な生活課題の解決に向け、食料の支援等に取り組みます。

（1）ふくおかライフレスキュー事業を活用した支援

（2）食料支援等の実施

（3）社会福祉法人をはじめとする関係機関との情報交換や連携強化

6 地域包括支援センター事業の推進（古賀市委託事業（新規））

《事業目標》

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、基幹型包括支援センター及び他の圏域（委託型）地域包括支援センターと連携を図りながら、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防を一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進をめざします。初年度に当たり、まずは地域の住民や福祉・医療関係者等にセンターの存在、事業内容を周知し、信頼関係づくりに努めます。また、事業運営においては、支援目標に向かって連携して対応できるよう、職員同士で各々の役割を理解し、チームとしての実践力の向上に取り組みます。

（1）包括的支援事業

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務（虐待防止、成年後見制度支援）
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（ケアマネジャーの支援）
- ④地域ケア会議の開催

（2）指定介護予防支援事業

（3）第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

（4）その他業務

- ①各種会議への出席
- ②各種研修会への参加

<事業部門>

1 居宅介護支援事業の推進

《事業目標》

医療機関やサービス事業所と連携をしながら、自宅で暮らし続けたいという利用者の望みに寄り添い支援していきます。介護報酬改定については、その内容をしっかりと理解し、利用者や家族にわかりやすく説明していきます。また、利用者アンケートを実施し、サービスの向上をめざします。

(1) 目標利用者数の確保

- ・1月あたりの利用者目標数

介護予防ケアマネジメント、介護予防支援 42人

居宅介護支援 215人

(2) 研修等による職員の資質向上

①定例会議の毎週開催による事例検討等の実施

②各種研修への参加

- ・主任介護支援専門員研修受講
- ・主任介護支援専門員更新研修受講
- ・介護支援専門員更新研修受講
- ・介護支援専門員研修会参加
- ・古賀市居宅介護支援事業所ネットワーク研修会参加（年3回）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年4回）

(3) 利用者ニーズへの対応

- ・利用者（家族）アンケートの実施

(4) 介護サービス提供事業者や地域包括支援センター等の関係機関との連携

- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加

(5) 地域福祉係、在宅福祉サービス事業係への情報提供及び連携

(6) 介護支援専門員実務研修実習受入れ

2 通所介護事業の推進

『事業目標』

住み慣れた地域で安心して生活ができ、一人ひとりが健康的な在宅生活を送るために、心身状況に応じた個別の訓練を行います。また、自立支援に向けた生活機能向上をめざし、介護予防・日常生活支援事業への適切な対応を図りながら、自宅でできる運動や他者との交流を行い、生きがいや楽しみを感じながら日々過ごせるよう支援します。要介護利用者に対してはサービス提供時間を延長し、利用者及び家族のニーズに合わせた運営を行うとともに、プログラムの充実化を図ります。感染症への感染予防にも努め、安全・快適で利用しやすい環境づくりに取り組みます。

(1) 目標利用者数の確保

① 1日あたりの利用者目標数

通所介護事業（現行相当を含む）	月～金	30人	土	22人	月～土	29人
総合事業 （基準緩和のみ）	月～金	10人	土	3人	月～土	9人

(2) 研修等による職員の資質向上

① 定例研修会（1～2か月1回程度）

② 各種研修への参加

- ・古賀市通所系事業所ネットワーク研修会参加（年2回程度）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年4回）
- ・資格取得支援の実施

(3) 利用者ニーズへの対応

① 利用者（家族）アンケートの実施

② 要介護利用者に対するサービス提供時間延長

(4) 居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携

① 利用者ニーズに適切に対応するための適時報告や相談、サービス担当者会議等への参加

(5) 自立支援に向けたサービスの提供

① 個別ニーズに応じた目標・計画の設定と自立支援に向けたサービスの提供

② 和室や訓練用品を活用した生活機能向上をめざした個別訓練の充実

(6) 安全・快適で利用しやすい環境づくり

(7) 地域活動への支援

① 各種介護予防活動（福祉会・シニアクラブ等）への支援

(8) 新型コロナウイルス感染症への対応

3 古賀市介護予防出前講座の実施

《事業目標》

「古賀市まちづくり出前講座」の一環として、「認知症を予防しよう」をテーマにした介護予防講座を実施し、高齢になっても元気でいきいきと生活するための介護予防の推進に努めます。

(1) 「いきいき体操」の実施

4 訪問介護事業及び障がい福祉サービス等事業の推進

《事業目標》

高齢になっても障がいがあっても、自宅でより充実した生活が続けられるよう「自立生活支援」の視点で、家事や身体介護、外出による社会参加等、個々に応じた適切な対応ができるよう努めます。サービス提供にあたっては、ヘルパー間、ケアマネジャー等関係機関との情報共有・連携により、利用者ニーズの把握、迅速・丁寧な対応に努め、利用者・家族から安心・信頼を得られる事業の実施をめざします。

(1) 目標利用者数の確保

①1月あたりの利用者目標数

介護保険（介護給付）	訪問介護	66人
（総合事業）	基準緩和	81人
障がい福祉サービス	居宅介護	22人
まかせて安心（自費）サービス		40人

現行相当 17人
同行援護 3人 移動支援 1人

(2) 研修等による職員の資質向上

①定例会議

- ・研修会（毎月1回）
- ・事務所会議（毎月1回）

②各種研修への参加

- ・古賀市訪問介護員ネットワーク研修会参加（年2回程度）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年4回）
- ・福岡県ホームヘルパー連絡会研修会参加（年2回）

(3) 利用者ニーズへの対応

①利用者（家族）アンケートの実施

- (4) 介護サービス・障がい福祉サービス事業者や地域包括支援センター、福祉課等の関係機関との連携
①利用者ニーズに適切に対応するための適時報告や相談、サービス担当者会議等への参加

(5) 新型コロナウィルス感染症への対応

5 その他事業の受託

《事業目標》

母子（父子）家庭に対し、一時的に必要とする生活援助を行います。また、新規事業として産前産後の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、子育て世代が安心して産前産後の生活が送れるよう家事や育児支援を行います。

- (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（古賀市委託事業）

- (2) 産前産後ヘルパー派遣事業の実施（古賀市委託事業（新規））

6 特定相談支援事業の推進

《事業目標》

障がいのある人の思いに寄り添い、適切なアセスメントに基づいた計画を作成し、利用者の目標達成に向けた支援に取り組みます。また、定期的なモニタリングを行い、計画が適切に実行され、利用者が望む自立した日常生活が送れているかどうか見守っていきます。

- (1) 目標利用数の確保

・年間利用者目標数	計画相談支援（新規）	12人
	計画相談支援（モニタリング）	12人

- (2) 研修等による職員の資質向上

- ・定例会議による事例検討等の実施
- ・相談支援従事者現任研修参加
- ・古賀市障害福祉サービス事業者連携会議参加

- (3) 市町村や他相談支援事業所・障がい福祉サービス事業者との連携

- ・事例等に関する連携および対応策協議、サービス担当者会議での連携

- (4) 地域福祉係、在宅福祉サービス事業係への情報提供及び連携

<指定管理部門>

1 社会福祉センター及び介護予防支援事業（しゃんしゃん）の管理運営の推進

《事業目標》

古賀市公の施設に係る指定管理者の指定を受けて、市民へ向けた社会福祉の充実をめざし、健康の保持増進及び教養の向上に努め、地域福祉の重要な拠点である古賀市社会福祉センターの更なる周知を図ります。

(1) 幅広い世代の居場所づくり

目標利用者数 年 48,320 人（内しゃんしゃん 3,120 人）

①大広間の活性化

- ・健康づくり、介護予防、生きがいづくりの機会の提供
- ・利用者の活動発表及び交流の場の提供
- ・子どもの学びの場や居場所づくりと多世代間交流の促進

②多目的グラウンドの活性化

- ・多目的グラウンドの多様な活動のための環境整備

③利用者の利便性の向上

- ・施設運営、接遇面におけるサービスの向上及び充実
- ・生活よろず相談の実施
- ・地域包括支援センターとの連携推進

④安全性の確保

- ・施設設備の点検強化
- ・新型コロナウィルス感染症への対応

⑤地域交流、事業啓発

- ・地域福祉活動の活性化の支援
- ・近隣施設との世代間交流や実習受け入れ
- ・千鳥苑かわら版やホームページによる情報発信

⑥しゃんしゃん事業

- ・運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防プログラムの実施

(2) 送迎バスの有効活用

①バス送迎時間外時における活用の検討、実施

(3) 繼続的な事業運営の充実とサービスの向上

- ①アンケート調査の実施
- ②定期的な職員会議による情報共有
- ③研修等による職員の資質向上
- ④総務・地域課及び事業課との連携